

【資料5-2】

医師偏在是正対策について（医師養成過程に係る事項）

医学部臨時定員について

骨子案

医師多数県の臨時定員地域枠の医師少数県への振替を検討。

(主な論点) 9/5厚生労働省医師偏在対策推進本部

- 医師養成過程を通じた対策についても、医師偏在是正の観点から検討すべきではないか。
- ※ なお、骨太方針2024においては「今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う。」とされている。

I 現状・課題

- 医師養成については、地域の医師を確保することを目的として、平成20年度から地域枠を中心に医学部定員を臨時的に増員してきた。この他、医師養成過程を通じた取組及び各都道府県が策定する医師確保計画に記載の取組等を通じて、医師少数県の若手の医師数は、医師多数県と比較し伸びており、若手の医師については地域偏在が縮小してきている。
- 医学部定員については、今後の医師の需給状況を踏まえて適正化の検討を行う必要があるが、都道府県においては、地域に必要な地域枠数を確保し、地域における医師確保に支障が生じないようにすることが重要である。
このため、医師確保計画策定ガイドラインにおいて「安定した医師確保を行うため、都道府県は、積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について大学と調整を行う」としている。
- 上記のような背景等も踏まえ、本検討会において医学部臨時定員の配分方針について議論を重ねてきており、令和8年度の対応に当たっては、地域の実情や医師確保に係る取組状況等を踏まえた適切な配分を実施する観点から、地域における医師の年齢構成や、恒久定員内地域枠を一定程度設置する等の取組に留意することについて、検討を行っている。

II 取組（案）

- 医学部臨時定員については、個々の地域の実情や都道府県等の関係者の意見も踏まえ、医師の偏在対策に資する配分を行う。
- 令和8年度臨時定員の配分方針等については、総合的な対策のパッケージの検討状況や令和7年度臨時定員の状況、都道府県等の関係者の意見を踏まえ、本検討会において引き続き具体的な議論を行っていく。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「2026年度（令和8年度）の医学部定員の上限については2024年度（令和6年度）の医学部定員を超えない範囲で設定するとともに、今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度（令和9年度）以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う。」とされた。



- このため、令和8年度の医学部定員については、令和6年度の医学部総定員数を上限とし、令和7年度の臨時増員の枠組みを暫定的に維持することとする。
- その上で、令和8年度の医学部臨時定員については、「医師確保計画策定ガイドライン」で示されている方針を踏まえ、以下の対応を行った上で、地域における医師の確保に真に必要な範囲で臨時定員の設置を認めることとする。
- ・ 国は各都道府県に対して、安定した医師確保のため積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置についての大学との調整を促す。
 - ・ また、国は都道府県に対して、確保すべき医師数（例えば、臨床研修や臨床研修修了後の時点で確保すべき人数等）を検討した上で、当該都道府県に所在する大学の地域枠入学でない医師が臨床研修や臨床研修修了後において当該都道府県に勤務する割合等も踏まえ、真に必要な地域枠数を検討することを促す。
 - ・ その上で、国において臨時定員全体の必要性に加えて、当該都道府県の医師確保計画の進捗状況や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員状況等を慎重かつ丁寧に精査する。
 - ・ 必要に応じ、臨時定員を希望する都道府県・大学に対し、臨時定員の必要性について有識者も含めた検討の場でヒアリング等を実施する。
- なお、令和8年度医学部臨時定員の配分については、医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図るため、令和6年末までに策定することとしている総合的な対策のパッケージに関する具体的な議論や内容を注視しながら、本検討会において、引き続き議論を行っていく。